

国海環第153号
令和6年3月29日

一般社団法人 日本舶用工業会専務理事 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長



内航船省エネルギー格付制度の事務取扱要領等の改正について（周知）

国土交通省では、内航海運におけるCO₂排出削減に向けた施策として、事業者の省エネ・省CO₂排出性能に優れた船舶の建造・運航のPRを後押しすべく、平成29年7月より、船舶の省エネ・省CO₂排出効果を「見える化」し、それを評価する「内航船省エネルギー格付制度」の暫定運用を開始し、令和2年3月からは、環境性能の評価手法等の変更を行い、本格運用を開始しております。

今般、内航船省エネルギー格付制度を運用していくにあたり、事業者からのご意見等を踏まえて、別添1のとおり事務取扱要領等の改正を行いました。

つきましては、別添2のとおり内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領等をお送り致しますので、よろしくお取り計らい下さい。

・適用日

令和6年4月1日

主な改正箇所について

①第2(2)代替手法の基準式の適用範囲外の船舶について、回流水槽データを用いたEEDI計算で申請を可能とする改正

- ・大型の内航コンテナ船のような、過去の比較対象がない船舶などで、回流水槽のデータのみを取得している場合に、EEDIの基準線を用いた評価ができるようにした（計算要領 第4「暫定運用手法」に追加）

②電気推進船の格付けに対応した改正

- ・電気推進船に関して申請を行う場合について、 P_{ME} （主推進出力）、 SFC_{ME} （主機関燃料消費率）等の計算の仕方、考え方を追記し、改善率を計算できるようにした（計算要領 第2(2)代替手法を用いて評価を行う場合（等）に追加）

③その他所要の改正

- ・提出時に提出する根拠資料を明記（事務取扱要領）
- ・様式1（格付申請書）、様式2（ロゴマーク使用許可申請書）、様式4（ロゴマーク使用許可書）の記載項目を整理（事務取扱要領）
- ・参照しているMARPOL条約等VI付属書の規則の改正による番号ずれ等を反映（計算要領 第2(1)「EEDIを用いて評価を行う場合」）
- ・C重油、A重油、LNG以外の使用燃料のCO₂排出係数を追記（計算要領 第2(2)代替手法を用いて評価を行う場合）
- ・パラメータの記載位置の整理（計算要領 第3の各申請の場合に記載されていた記述を第2(2)に移動）
- ・海上試運転後に海上試運転時の排水量及び速力を報告するよう改正（本改正後の申請から適用）（計算要領 第3(1)(i)「建造設計段階で申請する場合」）
- ・回流水槽を用いる場合の条件を設定（本改正後の申請から適用）（計算要領 第3(1)(ii)「水槽試験の結果で申請する場合」）